年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における資格喪失日は、昭和37年9月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年9月を1万8,000円、 同年10月から37年8月までを2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月16日から37年9月16日まで 私は、昭和36年4月3日から平成9年3月15日までの期間において、継

続してA社及び同社の関連会社に勤務していた。

しかしながら、年金事務所の被保険者記録によると、申立期間に係る厚生 年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料も毎月控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する労働者名簿及び雇用保険の被保険者記録等から判断すると、申立人は、昭和36年4月3日から平成9年3月15日までの期間において、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し(昭和37年9月16日にA社B事業所から同社C事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の標準報酬月額が昭和36年10月1日付けで2万2,000円として定時決定されていることが確認できる。

さらに、申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の

資格喪失日欄には「36.9.16」の押印が確認できるが、その進達日は一年以上後の「37.10.19」と押印されていることが確認できるところ、年金事務所は、「当時の被保険者原票の記載内容については不明であるが、資格喪失日、進達日の年月日は矛盾していると言える。」と回答していること等から判断すると、社会保険事務所(当時)が「37.9.16」とすべき申立人の資格喪失日を誤って「36.9.16」と記録した可能性がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人の資格喪失に係る 記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日を昭和 37 年9月16日に訂正することが必要である。

なお、申立期間における標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和 36 年9月を1万8,000円、同年10月から37年8月までを2万2,000円とすることが妥当である。

宮崎厚生年金 事案 904

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月1日から41年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日に係る記録を40年7月1日、資格喪失日に係る記録を41年6月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から41年6月1日まで

私は、申立期間において、A社に勤務し、業務に従事していた。同社に勤務していた当時の前任者、同僚及び上司の氏名を記憶しており、同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の複数の同僚の供述等から判断すると、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和40年7月1日から41年5月31日までの期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前任者及び申立人と同じ業務に従事していた同僚には、いずれも厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人及び複数の同僚が記憶する申立期間当時のA社の従業員数と同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる厚生年金保険の被保険者数はおおむね一致することから判断すると、申立期間当時A社は、ほぼ全ての従業員について厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 7 月 1 日から 41 年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種であり同様の 勤務形態であったとする同僚の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保 険者原票の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており、不明であるが、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は確認できず、申立期間に係る整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る同原票の記録が失われたとは考えられない上、仮に事業主から申立人に係る申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年7月から41年5月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和40年4月1日から同年7月1日までの期間については、申立人の前任者(資格喪失日は、昭和40年8月27日)は、「私は、申立人が入社して1か月程経ってから退職したと思う。」と供述しており、申立人も同旨の供述をしていることなどから判断すると、申立人が当該期間にA社に勤務していたことを推認することができない。

また、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。